

第6回ITU-T SG3会合報告

KDDI 株式会社 技術企画本部 技術戦略部

ほんどう えりこ
本堂 恵利子



1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターのSGの1つで「料金及び会計原則」を扱う。議長はKDDIの津川氏が現在2期目を務めている。COVID19感染拡大の影響によりWTSAが2022年3月に延期されたことから、今研究会期の会合が2回追加されている。今回は5月24～28日の日程で、2020年4月以来、3度目のバーチャル会議となった。出席は44か国から110名で、日本からは総務省料金サービス課及び国際政策課、NTTドコモ、IIJ、KDDIが参加した。

2. SG構成の更新

2.1 副議長の任命

コートジボワールからのSG副議長が都合により業務継続不可となり、新たに同国からの副議長が任命された。

2.2 新課題のWP (Working Party) への割当て

2021年1月のTSAGで各SGの新課題がエンドースされたことから、SG3に4つあるWPへの課題の割当てについて表1のように再確認された。SG3の課題の変更は以下のとおり。

- ① 新旧電気通信サービスに関わる国際精算課題を、2つから1つに統合
- ② 国際インターネット接続に関わる課題に、今研究期新設された陸上ケーブル課題を統合
- ③ 単独で存在していた用語定義の課題を削除し、今後は各課題の中でそれぞれ扱う

2.3 ラポーターの更新

上記2.2①の、旧課題1と2の統合に伴い、両課題のラポー

タはそれぞれCo-Rapporteurとして業務を継続することとなった。（筆者がその1人） 存続課題番号は課題1となっている。

3. 勧告の採択

前回会合で合意した以下1件の勧告が採択された。

D.1041 Policy and methodological principles for determining colocation and access charges

概要： コロケーションを競争環境と持続可能な環境のための重要なホールセールサービスとした上で、これを推奨する要素は平等かつ公平な原則の基の合理的なアクセス及びサービス料金とし、競争がうまく働いていない市場等での、競争・交渉環境整備や手頃な料金設定等が推奨されている。

議論の様子： 本勧告には9件の郵便投票の回答があり、すべて賛成であった。カナダ、パキスタン、米国からは回答に併せてコメントが提出されたため、エディター（トリニダード・トバゴ）を中心に微細な文言修正を行った後、最終日のプレナリー会合で採択となった。

4. 勧告文言の確定

今回の会合で以下勧告案の文言が確定した。

D.1102 Customer redress and consumer protection mechanisms for OTTs

概要： 音声・メッセージ・映像電話等サービスのOTT利用に必要な消費者保護及び救済メカニズムの国際的フレームワークを提案するもの。具体的内容は、日本で一般的に行われている消費者及び個人情報保護措置に準じるもの。

■表1. 4つのWorking Party (WP) と課題の割当て

WP	Working Party タイトル	WP 議長 (WP 副議長)	課題
1	Charging and accounting/settlement mechanisms	Mr Byoung Nam LEE (韓国) (Mr Dominique WÜRGES) (フランス)	1/3
2	General economic and policy factors related to provision and cost of ICT services	Mr Abraão BALBINO E SILVA (ブラジル) (Ms Aminata DRAME) (セネガル)	3/3, 4/3, 8/3, 12/3
3	General economic and policy factors related to the enablers of ICT services	Mr Ahmed SAID (エジプト) (Ms Liliana Nora BEIN) (アルゼンチン)	6/3, 11/3
4	General economic and policy factors related to the regulatory aspects of mobile communications, competition and convergence	Mr Dominique WÜRGES (フランス) (Mr Alexey BORODIN) (ロシア)	7/3, 9/3, 10/3



(OTT (Over The Top) : 一般的には、動画・音声などのコンテンツ・サービスを提供する事業者若しくはそれらコンテンツ・サービスそのものを指し、通信設備を持たずに、免許制度は通信事業者と異なるまま、通信事業者とほぼ同じ若しくは類似するサービスを無料等で提供する事業体を指す。ITUでのOTTの定義は定まっていない。)

議論の様子: 過去のSGでOTT課題から2件の勧告が出来上がった時点で、OTTについての研究は一定の成果があったと認識され、今後新たな勧告は不要、残存ワークアイテムの成果文書は情報レベルの勧告添付文書やガイドラインレベルとすべきとの議論が行われていた。しかし、この消費者保護に関わる内容については途上国が新規勧告若しくは既存OTT関連勧告のAnnexとする必要性を主張し、最終的に新規勧告として合意された。これまでの検討過程ではジンバブエより、コンテンツ規制につながりかねない不適切コンテンツの定義や、OTT事業者に対する全サービス提供国での物理的所在の検討等が盛り込まれていたが、米国と提案諸国の間でオフラインの検討を重ね、上記の部分は削除された上で今回のSGに勧告案が提出された。12月に開催される次回SGでの採択に向け、郵便投票手続が開始されている。

5. 新ワークアイテム

今回のSGで以下2つのワークアイテムづくりに合意した。いずれもDLT (Distributed Ledger Technology) に関するものである。DLTに関しては、前回SGで既に、DLT (ブロックチェーン技術と前回報告では記載) のIoTエコシステム課金計算への応用及び統合的アプローチ、各国ベストプラクティスの共有を目的とした、テクニカルレポートを作成する新ワークアイテムが出来上がっている。3つのDLTに関わるワークアイテムの連携はWPIで行われる。

5.1 Use of Distributed Ledger Technology to improve management of the Universal Service Fund

概要: WP1の課題1 (国際電気通信の課金及び計算/精算メカニズムの開発) で、途上諸国におけるユニバーサル

サービスファンド管理及び透明性の向上を目的とし、DLT利用を研究するもの。

議論の様子: 前回2020年8月会合で、カメルーンからの寄書を基にワークアイテムづくりについて議論したが、ユニバーサルサービスファンドの在り方は各国の主権に基づくものとの意見があり、SG3で課題解決や検討をするにふさわしい国際性やDLT活用の有効性の考え方を2021年1月のラポータ会合で更に議論した。ラポータ会合では、米国等先進諸国はユニバーサルサービスファンドの国際性が未だ不明確なため本ワークアイテムづくりは継続検討すべきと主張したが、他課題でもDLT活用を提案しているインドやその他の国がカメルーン的主張を支持し、成果文書を勧告ではなくテクニカルレポートとすることで、ワークアイテムを作る方向性となった。今回のSGではラポータ会合の報告とアフリカ諸国からの新たな寄書によるワークアイテムづくりの提案がプレゼンされ、会合として支持された。

5.2 Use of Distributed Ledger Technology to handle accounting, policy, regulatory and economic issues in the international telecommunications/ ICT domain

概要: WP4の課題7 (移動体ローミング) で、計算・政策・規制及び経済的問題に関わるDLT利用を検討したテクニカルレポートを作成するもの。

議論の様子: 本件もインドが前回2020年8月会合で提案したもので、研究スコープの書きぶりがやや広く、これを狭める方向で2021年1月のラポータ会合で更に議論した。ラポータ会合では、米国による修正案にインドが合意し、今回のSGへ改訂案が提出された。WPで最終的に内容詳細を確認した上で、会合として支持された。

6. OTT Taxation ワークショップの延期、ワークアイテムの設定

SG3では2013-2016研究期よりOTTに関する課題を設定し、上述のように今研究期は2件の勧告を作成している。(表2) OTTとの良好な関係づくり (自国への誘致やサービ

■表2. SG3で作成したOTT関連勧告タイトルと概要

D.262 Collaborative framework for OTT (2019年5月)	D.266 Guidelines on OTT-MNO partnerships (2020年8月)
OTTの存在=通信事業者と競合するサービス (音声等) を展開するプレイヤーとして、以下を基本方針とするもの。 <ul style="list-style-type: none"> 市場における適切な競争・イノベーション・投資の環境整備 通信事業者との相互協力促進 適切なデータ保護及び顧客保護 	OTTと通信事業者間の商業的協力強化と、OTTを含むすべての利害関係者の利益を実現する環境整備のため、加盟国に対し、利害関係者間の協力やOTTと通信事業者双方に適切な規制レベルの検討等が推奨されている。(左勧告のガイドライン)

ス展開による収入増期待など) のため、関係の環境改善、規制の在り方の検討を求める途上諸国からの寄書数が多く、注目課題の1つとなっている。

2020年4月の会合に、エジプトがOTTに対する課税についてワークアイテムを作成することを寄書で提案した。これを発端にその後ラポータ会合と今回のSGで継続議論したが、ワークアイテム化は、いまだ合意されていない。

前回SGで、本件に関する情報共有を目的としたITUワークショップの開催が提案され、SG3内のステアリングコミッティでの検討を経て、今回のSG会合直前(5/19-20)に開催が予定された。しかし、直前にキャンセル、延期となった。TSB (ITU-T事務局) は、ワークショップ準備や検討・延期に至るまでの状況について詳細な文書をSGに共有しているが、その中にはスピーカー等登壇者を見付けること、特に複数の組織、OTT事業者や国の行政・財務担当者を招くことが難しかったと書かれている。また、本ワークショップのステアリングコミッティでは、今世界で行われている関係の協議の進捗・状況変化から、現段階での開催はオープンな議論が困難であると認識した、とある。ワークショップの事前登録は200名超ともある。

ITUのこの文書には具体的な招待予定スピーカーとしてOECDの名前がある。ブラジルがSG3でのワークアイテム検討の取りまとめ役となり、OTT課税に関わる各種検討状況をまとめた文書があるが、これには国連による検討も引用されている。各種報道では、EUでの検討やG7での多国籍企業への課税強化ルール導入等も見受けられる。

本件については、課税問題をSG3で扱う適切性に対する見解が先進国と途上諸国で激しく対立し続けていることから、今後もSG3でのOTT課税に関わるワークアイテムづくりの議論は平行線をたどるのではないかと個人的には予想している。

7. 今後の予定

7.1 ラポータ会合

今後の議論を想定しTSBがワークアイテムのリストをまとめ(寄書が少なく進捗していないものも含む)、それを基に今後ラポータ会合開催を次回12月のSG前の日程で調整することとなった。(表3: ラポータ会合の予定)

7.2 地域会合

最終日プレナリー会合で共有された今後の地域会合の予定には、アフリカ地域のみ日程の記載があった(7月開催)。ラテンアメリカ、アジアオセアニア、アラブの地域は、前回SG以降に開催された地域会合のレポートの共有が初日のプレナリーにあった。このうちアジアオセアニア地域会合は、必要に応じ12月のSG前にバーチャル会合を開催する予定となっている。

7.3 次回SG会合

WTA-20前の最終SG会合は、2021年12月13~17日で予定されている。

■表3. ラポータ会合の予定

Q/3	課題タイトル	ワークアイテム
1/3	現在及び将来の国際電気通信/ICTサービス及びネットワークのための課金及び計算/精算メカニズムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスファンドへのDLT活用レポート作成 IoT課金・計算に関わるレポート作成 (DLT活用含む)
3/3	国際電気通信サービスの効率的提供に関連した経済的及び政策的要因の研究	<ul style="list-style-type: none"> IMT2020におけるMVNOs研究レポート作成
6/3	インターネット プロトコル (IP) ピアリング、地域のトラフィック交換ポイント、ファイバーケーブルの最適化、サービス提供のコスト、及びインターネット プロトコル バージョン 6 (IPv6) への展開の影響を含む、国際的なインターネット及びファイバーケーブル接続	<ul style="list-style-type: none"> 勧告D.52 (国際インターネット接続コスト低減のための地域インターネットExchange point設立及び接続) ガイドライン作成
10/3	国際電気通信サービス及びネットワークの経済的側面に関連した競争政策及び関連市場の定義	<ul style="list-style-type: none"> 越境Significant Market Powerに関わる勧告作成
11/3	国際電気通信サービス及びネットワークにおけるビッグデータ及びデジタルアイデンティティの経済的及び政策的側面	<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ原則に関わる勧告作成
12/3	モバイル金融サービス (MFS) を可能にする国際電気通信/ICTサービス及びネットワークに関連する経済的及び政策的問題	<ul style="list-style-type: none"> MFSに関わる相互接続及び競争に関する勧告作成